**平成２３年（フ）第１１３３号**
愛知県春日井市味美白山町１丁目12番地37
破産者　鈴木　和則
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１３８８号**
広島市西区南観音３丁目６番29号
破産者　國政　　暁
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６７２号**
広島市西区井口明神１丁目５番10号
破産者　ひまわりこと　中下　繁子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２９０３号**
福岡県古賀市天神５―14―23―202、住民票上の住所福岡県古賀市今の庄２丁目12番30号
破産者　力丸　正子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第５１０号**
大分県臼杵市大字家野1974番地、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市須玖北６丁目３番地
破産者　小副川啓司
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１２１７号**
福岡市東区松香台１丁目１番20―306号、前住所福岡市東区香椎１丁目18番２―401号
破産者　小早川　孝
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３６６３号**
横浜市西区久保町25番３号
破産者　古島喜一郎
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１８０７号**
横浜市西区楠町７番地１　シルエタワーヨコハマ509号、開始決定時の住所福島県喜多方市塩川町小府根字大谷地14番地１　フジパレス塩川Ｃ　102
破産者　堀籠　　仁
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１９８５号**
横浜市緑区長津田１丁目６番14号
破産者　山田　洋之
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４８号**
長野市青木島町大塚1055番地４　Ｄ棟、開始決定時の住所長野市吉田４丁目６番24―702号
破産者　堀越　一伸
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２１０号**
長野県須坂市大字須坂920番地28
破産者　大日方光代
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第３３号**
長野県下伊那郡喬木村13129番地１
破産者　木下　　泰
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２３年（フ）第３５５号**
愛知県西尾市八ツ面町麓20番地16　県営八ツ面住宅１棟202号室、住民票上の住所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日789番地
破産者　外山　和幸
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第４４号**
和歌山県西牟婁郡白浜町3247番地の15
破産者　下岡　順子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２２年（フ）第９０７号**
広島市安佐南区長束４丁目18番19―305号
破産者　山根　美穂
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第２４３号**
福岡県久留米市南３丁目14番１―405号
破産者　牟田　秀香
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第５５７号**
福岡市早良区賀茂３丁目２番27―403号
破産者　江波　郁子
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

## 免責許可決定

**平成２３年（フ）第１３０３０号**
東京都世田谷区奥沢７丁目16―１　デュークアレックスＡ号室
破産者　大村　幸市
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１３０３１号**
東京都文京区目白台２丁目10―22―201
破産者　山崎　貴宣
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１３０３７号**
東京都練馬区平和台３丁目15―２―202
破産者　東　みやこ
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１３０３９号**
東京都板橋区大山西町52―12―1003
破産者　田川奈鶴子
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部